

貸切バス初任運転者

【安全運転の実技指導内容の公表】

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、次のとおり公表します。

1.対象者

乗合運転士としての実務経験1年、乗合(高速)運転士としての実務経験1年の2年間を経験した運転士。

2.実技車両

大型車両

3.初任運転士に対する特別な指導内容

(1)座学教育(10時間以上)

- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

(2)実技指導(20時間以上)

指導項目

- ①実車両の構造及び装置・装備、点検方法
- ②危険の予測及び回避
- ③制動装置と操作方法

実技走行

- 1日目：近隣市町村－一般道
2日目：近県－一般道
3日目：近県－高速道、一般道(登降坂道路)
4日目：近隣市町村、近県－一般道、高速道
5日目以降、必要に応じ実施

4.指導者

- ・座学：教育担当者、運行管理者、運転士
- ・実技：運転歴 35年 / 指導歴 8年
運転歴 35年 / 指導歴 6年
運転歴 33年 / 指導歴 3年